喜多方市スポーツ少年団

県大会等出場助成金交付要綱

(趣旨)

第１条　　この要綱は、喜多方市スポーツ少年団（以下「喜多方スポ少」という。）に登録し、かつ県大会等に出場する単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）に対し、大会への激励のため、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象大会)

第２条　　次に掲げる大会に出場したチーム・選手に助成金を交付する。

　　　　　(1) 福島県総合体育大会スポーツ少年団体育大会

　　　　　(2) 日本スポーツ少年団が主催又は主管する大会

　　　　　(3) 前2号に掲げるもののほか、喜多方スポ少本部長（以下「本部長」という。）が認める大会

　　　２　　耶麻・全会津、又はこれに準ずる区域を越える規模の予選会又は(公財)福島県体育協会又は加盟競技団体の選考会を経ずに出場できる大会は対象外とする。

(助成対象者及び助成額並びに交付の制限)

第３条　　前条の大会に出場する個人・チームに、以下のとおり助成する。

　　　　　(1) 個人戦の場合は、一大会で選手１名につき一人１,０００円。ただし、上限は一大会５名分の５,０００円とする。

　　　　　(2) 団体戦の場合は、一大会で選手４名以下のチームへは一名につき一人

１,０００円。

　　　　　(3) 団体戦の場合は、一大会で選手５名以上のチームへは一チーム５,０００円。

　　２　　前項の助成金の申請・交付について、以下の制限を設ける。

(1) 個人戦・団体戦とも行われる大会の場合の申請は、申請者が個人戦・団体戦のどちらかを選択し申請するものとする。

(2) 単位団で年度内につき２回限りの交付とする。

(3) 喜多方市スポーツ少年団県大会等出場補助金交付要綱に定める補助金交付が決定した個人・団体（チーム）にのみ交付する。

(申請)

第４条　　前条１項の申請は、別紙第６号様式（県大会等出場助成金交付申請書）によるものとし、申請は、単位団代表者名でのみ行える。

　　２　　申請には、以下に掲げる関係書類１部を添え、大会前に本部長に提出しなければならない。ただし、第１号及び４号は、明確な理由がある場合に限り大会終了後の提出でもよい。

(1) 大会開催要項・プログラム等の開催に関係する書類

(2) 収支予算書

(3) 予選会又は選考会等の結果が記載されている資料

(4) 選手名簿

(5) 喜多方市スポーツ少年団県大会等出場補助金交付要綱に定める補助金交付指令書の写し

(6) その他、本部長が必要とする書類

(交付決定)

第５条　　本部長が当該助成金を交付するべきものと認めるときは、助成金の交付決定後、２週間以内に別紙第７号様式（助成金交付決定通知書）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第６条　　大会終了後１カ月以内に、別紙第８号様式（県大会等出場助成金実績報告書）に次に掲げる書類を添えて、本部長に報告しなければならない。

　　　　　(1) 事業実績書（大会結果）

　　　　　(2) 収支決算書

(3) その他、本部長が必要とする書類

(交付決定の取消し又は返還)

第７条　　本部長は、助成金の交付決定又は助成金交付を受けた者が次に掲げる場合に該当したと判断した場合は、助成金交付の決定の取消し若しくは助成金の返還をさせることができる。

(1) 申請書及び実績報告書並びに添付書類の内容に虚偽の記載があったとき。

(2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

附　則

１　この要綱は、平成２８年５月１６日より施行する。